行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20230731	有限会社芸州観光（法人番号6240002027565）代表者児玉塁	広島県東広島市西条町田口451番地9号	本社	広島県東広島市西条町田口451番地9号	文書警告（処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.（6)による）	道路運送法第27条第3項	令和5年6月22日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」第7条の2第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運行記録計による記録義務違反（運輸規則第26条第1項）、(4)運転者に対する指導監督の記録義務違反（運輸規則第38条第1項）	4	3